

本人通知制度 に登録しましょう



～第三者による証明書不正取得(犯罪)の早期発見のために～

問い合わせ 市民課(内線204)

■ 本人通知制度とは

戸籍情報を含む証明書(本籍地記載の住民票の写しや戸籍謄本など)が代理人や第三者※の請求により交付された場合に、事前に登録した本人にお知らせする制度です。

※第三者とは、法律の規定に基づき正当な理由により証明書を請求できる者
近年、第三者が証明書などを不正に取得する事件が発生しています。

証明書の不正取得は犯罪です。事前登録をすることで、早期発見を図ります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象者 戸田市に住居登録をしている(いた)方、本籍がある(あった)方です。

申込方法 郵送または市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口で申し込んでください。

郵送先 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1
戸田市役所 市民課 管理担当 宛

本人通知制度の流れ

本人が市に「事前登録」をする

①事前登録

本人以外の誰かが証明書を請求する

②交付請求

戸田市



④本人通知

本人に通知される

通知を希望する方

③審査・交付

市により審査の上、証明書が交付される



証明書の請求者
(代理人・第三者)

※郵送申請の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類のコピーを同封してください

※マイナンバーカードの場合は、顔写真のある面のコピーを同封してください

※同一の住民票などに記載されている方でも、登録者本人以外は通知の対象になりません

氏名や本籍、そのほか登録内容に変更が生じたとき、または、登録を廃止するときは、変更または廃止について届出が必要です。

以下をコピーまたは切り取ってご使用ください

戸田市本人通知登録申込書

令和 年 月 日

あて先 戸田市長

フリガナ
申 込 者

※過去に申し込み済みの方は、登録内容に変更がある場合を除き、申し込み不要です

[申込者：1 本人 2 法定代理人(未成年者・成年被後見人) 3 代理人]

住 所

電 話 番 号

[自宅 携帯 勤務先]

戸田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

登録者の内容

| | | | |
|-------------|---|-------|--------|
| フリガナ 氏 名 | <input type="checkbox"/> 申込者に同じ ※ | | |
| 生年月日 | 大・昭・平・令 | 年 月 日 | 性別 男・女 |
| 住 所 | <input type="checkbox"/> 申込者に同じ ※ 戸 田 市 | | |
| 本 籍 | 戸 田 市 | 筆 頭 者 | |
| 電 話 番 号 | <input type="checkbox"/> 申込者に同じ ※ [<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先] | | |

※本人が申込者の場合、氏名・住所・電話番号欄は、「申込者に同じ」にチェックしてください。

また、法定代理人・代理人が申込者の場合、同欄は、この制度に登録したい方の情報を記入してください

申し込み時に必要なもの

- (1) 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)の提示または写しの提出(申込者および登録者)
- (2) 申込者が法定代理人(未成年者・成年被後見人)の場合は、その資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- (3) 申込者が代理人の場合は、その旨を証明する書類(委任状)